

# テレワークに関する情報提供

感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段です。テレワーク導入企業の事例や相談窓口をご紹介します。

## 1. テレワーク導入事例の紹介

テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。

○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業）

○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業）

これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介しております。テレワーク関連情報もまとめて掲載されておりますので、ご確認ください。

### ①テレワーク情報サイト（総務省）

○テレワーク情報サイトで検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



### ②テレワーク総合ポータルサイト（厚生労働省）

○テレワーク総合ポータルサイトで検索、  
または右のQRコードよりご確認ください。



## 2. テレワーク相談センター（厚生労働省）

テレワークに関する様々な相談に無償で対応しています。

平日9時～17時（土日祝日除く）

電話：0120-91-6479

メール：sodan@japan-telework.or.jp

# テレワーク導入に ご活用いただける支援策

## 1. テレワークマネージャー派遣事業

テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、WEB及び電話によるコンサルティングを実施します。

【相談実施期間】2020年3月31日（火）まで

【応募期限】2020年3月24日（火）まで

【支援回数】1団体あたり最大3回（1回あたり最大2時間）

【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担

詳細・応募方法は右のQRコードよりご確認ください。



## 2. 時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース）

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新たに設けることとしました。

概要は右のQRコードよりご確認ください。申請の受付開始時期等、さらなる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。



## 3. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲）

事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援します。（8ページ参照）

## 4. 税制面での支援（少額減価償却資産の特例）

中小企業は、テレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）※についても、全額損金算入することが可能です。

※取得価額が30万円未満の設備に限ります。取得価額が30万円以上の設備を導入する場合には、「中小企業経営強化税制」をご活用いただけます。

詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」をご確認ください。

○ 中小企業税制パンフレットで検索、または右のQRコード

よりご確認ください。※税制パンフレット22ページに記載しております。



# 現地進出企業・現地情報 及びジェトロ相談窓口

ジェトロ（日本貿易振興機構）HPにて、新型コロナウイルス感染症の影響等に関する様々な情報を紹介中。

## ①操業再開に向けた中国の省市別支援策

省市別にご活用いただける支援策を紹介しています。

例えば、広東省政府は、企業の業務再開に向けた対応・支援策、雇用コスト・経営負担の低減策、政府支援の拡大等を打ち出しています。

## ②ビジネス短信の発信

ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する制度、統計、市場動向などを発信。世界各地の新型コロナウイルス感染症関連情報をご確認いただけます。

## ③新型コロナウイルス関連相談窓口

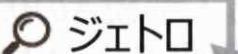
ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中小企業等に対する相談窓口を設置しています。

平日9時～12時/13時～17時（土日祝日除く）

東京03-3582-5651

例えば、こんなご相談をいただいているます。

- (1) 新型コロナウイルスの感染流行による契約の不履行で不可抗力条項が適用できるか
- (2) 中国政府による企業支援策と日系企業の利用可能性・手続きについて

詳細は、 ジェトロ で検索、または

以下のURLもしくは右のQRコードよりご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>



# 輸出入手続きの緩和等について

新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入の遅延等が見込まれることから、新たな特例措置も含め、貿易管理上の注意事項を以下のとおりまとめました。

## 1. 輸入関連

輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合  
→有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合  
→有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲で延長することの申請が可能です。【関税暫定措置法等】

## 2. 輸出関連

輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合  
→有効期間の延長を申請することが可能です。【外為法】

輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場合  
→令和2年6月30日までに履行期限が到来するものについては、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長します。【外為法】

なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等については、延長はできませんので、ご注意ください。

### 【お問合せ先】

本省貿易管理部、各経済産業局・通商事務所等  
※連絡先は経済産業省HP特設ページ内の「輸出入手続きの緩和等に関する問合せ窓口」または右のQRコードよりご確認いただけます。



事業承継時に経営者保証でお困りのみなさまへ

# 経営者保証を不要とする 事業承継特別保証制度 のご案内

- 事業承継時に利用可能  
(事業承継後にも利用ができる場合もあり)
- 経営者保証不要
- 経営者保証コーディネーター<sup>(※)</sup>による確認を受けた場合には信用保証料率を大幅に軽減
- 経営者保証ありの既存の借入金についても借換可能（本制度で経営者保証不要に）

令和2年4月から申込み受付開始 事前相談受付中

## ご利用いただけの方

次の（1）又は（2）に該当し、かつ、（3）に該当する中小企業者

- （1）保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
- （2）令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの
- （3）次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと
  - ①資産超過であること
  - ②EBITDA有利子負債倍率（注）が10倍以内であること  
(注) EBITDA有利子負債倍率  
= (借入金・社債-現預金) ÷ (営業利益+減価償却費)
  - ③法人・個人の分離がなされていること
  - ④返済緩和している借入金がないこと

⇒詳しくは、裏面の「お問い合わせ先」までお問い合わせください。

※経営者保証コーディネーター

経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者（事業承継ネットワーク事務局等）が雇用する専門家です。（令和2年4月から運用開始）

<参考：国の経営者保証解除に向けた取り組みについて>

本制度を含む国の事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策については、中小企業庁のHPをご覧ください。

中小企業庁 HP : <https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/hosyoukaijo/index.htm>

# 事業承継特別保証制度の概要

保証限度額	2億8,000万円 (組合等の場合は4億8,000万円)
対象資金	<b>事業資金</b> 既存のプロパー借入金（個人保証あり）の本制度による借り換えも可能 (ただし、一定の期間内に事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借入金に係る借換資金に限る)
返済方法	一括返済又は分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内（据置期間は1年以内）
信用保証料率	0.45%～1.90% <u>0.20%～1.15%</u> （経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合）
担保	必要に応じて徴求
保証人	<b>徴求しない</b>
貸付金利	金融機関所定利率
申込方法	金融機関経由（与信取引のある金融機関に限ります）
添付資料	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料が必要 (1) 事業承継計画書 (2) 財務要件等確認書 (3) 借換債務等確認書（既往借入金を借り換える場合） (4) 他行借換依頼書兼確認書 (既往借入金を借り換える場合で、申込金融機関以外からの借入金を含む場合) (5) 事業承継時判断材料チェックシート (経営者保証コーディネーターによる確認を受け、上記0.20%～1.15%の信用保証料率の適用を受ける場合)

金融機関、信用保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合があります。

詳しくは、最寄りの営業店までお問い合わせください。

相談窓口	電話番号	担当区域
山口営業店	083-921-3091	山口市・防府市
下関支店	083-223-6231	下関市
周南支店	0834-31-5060	周南市・下松市・光市
萩支店	0838-25-2010	萩市・長門市・阿武町
柳井支店	0820-22-0560	柳井市・上関市・田布施町・平生町・周防大島町
岩国支店	0827-21-5125	岩国市・和木町
宇部支店	0836-21-7361	宇部市・山陽小野田市・美祢市



山口県信用保証協会

<https://www.yamaguchi-cgc.or.jp/>

表面もご参考下さい